

番号	対象局（団体）	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	措置区分					
87	事業 プロポーザル方式の応募の際に経費積算書を徴すべきもの		1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
							⑤	①
								ウ
								エ
団体は、都からの補助金を受けて、国際金融都市としての東京に関連する情報発信などの各種事業を実施している。 これらの事業では、高度な専門性や創造性などが要求される業務であるとして、プロポーザル方式により契約を締結している。 「契約締結に関する意思決定ガイドライン」（令和4年12月15日付代表理事決定）に基づき、団体の契約締結方式について定めた「契約方式について」（令和5年3月28日付代表理事決定）では、プロポーザル方式について、団体があらかじめ提示する予算額の範囲内において、事業者に価格以外の専門的技術やノウハウなどの要素について提案を求めることにより、募集を行い、当該募集に対して応募した者の中から提案書及び経費積算書の内容の審査により、企画内容等が最も優れた提案を行ったものを契約の相手方として特定し、発注先として選定する方法と定めている。 そこで、募集条件等を定めているRFP（Request for Proposal）を確認したところ、プロポーザル方式による全ての条件で、経費積算書の提出を求めていなかった。 プロポーザル方式は、具体的な手段・手法や運営方法等の提案を受け、業務等の目的に最も適した提案を選定することができるが、経費積算書により、提案書の内容の実現性、提案書の総費面での妥当性をより具体的に審査することができるため、確実な契約履行を担保するためにも経費積算書の提出及び審査について募集条件として定める必要がある。 プロポーザル方式の応募の際に経費積算書を徴された。 本件は事務局内での内規の周知不足が原因である。 そのため団体においてRFPのひな形を作成するとともに、令和7年12月24日に全事務局員を対象とした会議を行い、監査結果及び内規と併せて、今後の運用方法として、プロポーザル方式による案件全てについて、経費積算書の提出を募集要件とし、審査項目に加えるよう周知した。 また、局は、令和8年1月23日付通知文により、当該指摘事項について、局内へ周知した。 令和8年2月13日に開始した案件のプロポーザル方式による次年度契約の事業を選定に当たり、経費積算書の提出を募集要件とし、その内容を審査項目に加えた。【2-イ・ウ】								
番号	対象局（団体）	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	措置区分					
88	事業 混雑マップの周知を園外において行うべきもの		1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
							⑤	①
								ウ
								エ
恩賜・上野動物園では、令和6年度から、ハンダやトラなど混雑する動物舎第10号館について、来園者が混雑状況を表示する「混雑マップ」を設けている。 混雑マップの運用は、契約により、委託して行っている。これは、WEBカメラで混雑状況を判定する場所を撮影し、受託者がシステムにより混雑状況を判定して、判定結果を園のWEBサイトに表示するものである。 ところで、上野動物園公式サイト（東京ゾーン内）を見ても、トップページでは混雑マップがあることがわからず、「園内マップ」をタップして初めて混雑マップがあることがわかる画面に遷移する構成となっており、園が混雑マップを公開していることを知らなければ、混雑マップを探せない状態となっている。 しかしながら、園は、園の入りに、入園者に混雑マップの存在を知らせる表示も、URLを知らせる二次元バーコード等も表示していない。また、入園券や入園時に配布しているリーフレット「上野動物園マップ」にも表示していない。 協会は、混雑マップについて、来園者がわかるようより効果的な周知を行いたい。 協会は、令和8年1月9日に、来園者が混雑マップを認識しやすいよう、上野動物園正門・弁天門・池之端門のイベント案内ボード横に二次元コード付ボスターを掲出した。【1-エ】 本件は、「混雑マップ」の導入に当たり、利用者の視点に立った効果的な周知方法について、十分な検討が行われていなかったことが原因である。 そのため、協会は、令和8年2月12日に開催した上野動物園全体係長会議において、新しい取組を始める際には、施策の性質を踏まえた効果的な周知を図るとともに、利用者の視点に立つて実施・運用するよう、園全体に対して周知を行った。【2-エ】								
監査結果の要約	監査結果の要約							
議した措置の概要								

番号	対象局（団体）	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	措置区分					
89	事業 録すべきもの		1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
							⑤	①
								ウ
								エ
井ノ頭自然文化園では、身近な生き物を探したり、捕まえたたりする体験を提供する場として、約1,300㎡の面積に、草原、池、雑木林の異なる3つの環境を設けた「いきもの広場」を平成12年から運営している。 このため、園は、いきもの広場において、多様な生物が生息できる環境を整えるため、樹生の維持管理や改善、土壌の保護や利用者の誘導に必要な木の整備、朽木の生産と補充などを行っている。 これらの維持管理や改善に当たっては、いきもの広場における生物種の確認を行い、その種の増減要因の分析が必要であるため、園は、生物生息状況調査委託により、生物の生息状況の調査を行っている。契約では、年に12回の調査を行い、調査データのとりまとめと分析を行うこととしている。 しかしながら、生息状況については調査データが提出されているものの、分析結果を提出させておらず、適正でない。 このことについて、園は、調査実施時にいきもの広場の担当職員と口頭で情報交換をしているとしているが、分析についても、いきもの広場の維持管理や改善に必要なものであることから、文書・動画等により記録し、知見として蓄積することで、効果的に活用できるものがある。 協会は、いきもの広場の生物生息状況調査における分析結果について記録された。 各年度の分析結果については、担当者の知見としていきもの広場の取組に活用していたが、仕様書において分析結果の報告方法が明示されていなかった。 そのため、協会は、令和8年1月24日に受託者と協議の上、令和7年度の調査において分析結果を文書で提出することとした。 また、今後の分析結果の情報を組織として蓄積し、維持管理の改善に向けて効果的に活用できるよう、令和8年度調査の仕様書において、分析結果を文書にまとめ提出することを記載した。【2-イ】								
監査結果の要約	監査結果の要約							
議した措置の概要								
番号	対象局（団体）	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	措置区分					
90	事業 トキの飼育・繁殖に関するアバイス内容を記録すべきもの		1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
							⑤	①
								ウ
								エ
環境省は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく「トキ保護増進事業計画」により、トキの野生復帰を図っている。これは、日本各地の動物園等において、トキを分散飼育して繁殖させ、放鳥することにより、佐渡島における野生のトキの生息数を確保するものである。 多摩動物公園では、平成19年から、分散飼育及び繁殖に携わり、飼の増殖や人工孵化・育雛など、トキ飼育繁殖技術の確立に努めてきたところであり、令和4年度から、鳥類飼育について、深い知見を有する退職した職員にアバイスを求める。 しかしながら、アバイスが求めるために来園した日については、日記に来園した旨の記事はあるものの、アバイスの内容について記録をしていない。 アバイスを求める目的は、アバイスが有するトキや鳥類の飼育に係る知見に基づき、園の飼育業務に係る技術・ノウハウの向上を図ることであるから、協会は、より効果的に08職員の技術・知見を継承できるよう、アバイスが必要となった状況とアバイスの内容を詳細に文書・動画等により記録されたい。 本件は、関係職員における記録の重要性に対する認識が不足していたことが原因である。 そのため、協会は、通常の飼育日記とは別の指導・相談記録様式を作成し、令和7年11月5日より運用を開始した。【2-イ】 園は、指導・相談記録様式の作成に伴い、令和7年11月6日に実施した業務会議において、指導記録の作成・管理を畜美に実施するよう、関係職員に周知徹底を図った。【2-エ】								
監査結果の要約	監査結果の要約							
議した措置の概要								

監査結果の要約			措置区分									
番号	対象局（団体）	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	1					2				
91	暑熱対策工事が十分に効果を上げるよう整備時期を計画すべきもの		ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
恩賜工野動物園は、補修工事契約により、東園と西園に各1カ所、暑熱対策としてミスト設備を整備しているが、契約日が令和6年7月4日、工事着手が7月21日、しゅん工が7月31日となっている。ところで、令和6年6月及び7月における毎日の最高気温を見ると、6月後半から30度を超える日があり、7月はほぼ毎日30度を超える状況となっている。このことは令和5年の毎日の最高気温の状況からも予見可能であるが、園は、工事のしゅん工を7月末としており、7月には利用できないものとしている。本策であれば、暑熱対策として6月後半、遅くとも7月初めには利用できるように整備することが効果的である。 協会は、暑熱対策工事が十分に効果を上げるよう整備時期を計画された。 本件は、協会内部において、園への暑熱対策実施費（金配付決定及び通知が遅れたことが原因である。そのため、協会は、令和8年2月5日開催の園長会議において、時節対応経費等については、しゅん工時期から逆算により施工、契約及び施工の時期を勘案して算定を行い、各園に金額等を通知するよう、関係部署へ改めて周知した。【2－エ】												
監査結果の要約			措置区分									
番号	対象局（団体）	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	1					2				
92	暑熱対策工事が十分に効果を上げるよう整備時期を計画すべきもの		ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
恩賜工野動物園では、来園者の安全快適な観覧を確保するために、園内の保安警備及び案内誘導等を行う委託契約を締結している。 この契約について見たところ、来園者数を予想して警備員等の配置箇所数を指定しているが、履行確認の方法や必要書類の提出について契約書及び仕様書に記載がない。また、実際には開園後に、委託先から警備員等の配置を記載した警備日誌を提出させているが、警備日誌の配置箇所数が契約の配置箇所数よりも不足している。 このことについて、園は、警備日誌の記載漏れ及び記載誤りによるものとしているが、指定した配置箇所に警備員等が正しく配置されているかの事前確認をしておらず、警備日誌の正確性が判断できない。 来園者には雑踏事故等に巻き込まれやすい子供も多く含まれており、事故を未然に防ぐためには指定どおりに警備員等を配置する必要があるが、園が、来園者の安全快適な観覧の確保に向けて警備体制の状況を園前に把握していないことは適切でない。 協会は、開園前に警備員等の配置状況を委託先から報告させるなど、履行確認の方法や必要書類の提出について契約内容を見直し、園内警備に係る業務委託を確実に実施されたい。 協会は、令和7年10月より警備開始時にも、指定箇所に警備員が配置されているか、確認を行うこととした。また、令和8年度に係る「工野動物園 園内警備・入園者整理業務委託」の契約において、出勤簿への記名による警備員の出勤管理を行うことを仕様書に明記し、警備開始時にその写しの提出を指示することとした。【2－ア】												

番号	対象局（団体）	港務局（株式会社ゆりかもめ）	措置区分												
93	事項	貯蔵品の払出等の事務処理を適正に行うべきもの	1					2							
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ			
	責	会社は、ゆりかもめの運行に必要な交換部品、材料品及び消耗品その他これらに類するもので、取得価格が1,000円以上のもの及びゆりかもめグッズ等の販売品、贈答品等で、棚卸整理を行う必要がある物品類を貯蔵品としている。													
		貯蔵品の受払手続は、「貯蔵品事務取扱要領」により規定されており、払出は「貯蔵品（受・払）伝票」で行うと定められている。また、各課の貯蔵品管理者は、貯蔵品管理台帳を備え、現在高を明瞭にしておかなければならないとしている。													
		各課における貯蔵品の受払手続を確認したところ、7つの課において、貯蔵品（受・払）伝票を使用せず、独自の管理表を作成し、その管理表を基に台帳に記録する等、要領に定められた手続を行っていない状況が認められた。													
		貯蔵品（受・払）伝票は、請求者、請求の承認、台帳への転記の有無が明確になる作りとなっており、出納手続の状況を記録できるが、各課で使用している独自の管理表や直接台帳に記録する方法では、請求の承認の有無が不明瞭な状況となっている。													
		会社は、貯蔵品の払出等の事務処理を適正に行うとともに、正確性、適正性を担保しつつ業務の効率性を損ねない手続を検討されたい。													
		本件は、会社において、貯蔵品事務取扱要領の周知不足により、定められた手続が各課へ十分に浸透していなかったこと、また、現行要領では業務の効率性について配慮が十分でなかったことが原因である。													
		このため、各課における貯蔵品の受払手続の運用状況を確認、検討し、令和8年2月27日付けで貯蔵品事務取扱要領を改正した。改正後の要領では、伝票の見直し（記載事項の整理）や取扱い、実地棚卸時に受払手続の確認を行うことなどを定め、正確性、適正性を確保しつつ、業務効率にも配慮した。【2－ア】													
		また、2月24日から27日にかけて各課事務担当者向けに要領改正案の周知取扱い説明を実施した。【2－エ】													

番号	対象局（団体）	港務局（株式会社ゆりかもめ）	措置区分					
			1			2		
94	事 項	港務局財産である新交通走行路を会社に占有させることについて適正な手続を行うべきもの	ア	イ	ウ	エ	ア	イ
				◎			○	○

会社の路線は、軌道法の適用を受ける軌道区間と鉄道事業法の適用を受ける軌道区間がある。に会社は車面走行に必要な電線等の付帯設備を設置して車面を走行させており、港務局は、会社に対して、東京臨海港務管理條例に基づき、インフラ外施設の使用に係る臨海道路の占有許可を行っている。ところで、ゆりかもめの路線のうち、都道台場青海線（お台場海浜公園駅前後）、都道新橋日の出る頭線（日の出駅北）、都道台場青海線（テレコムセンター駅北）の3カ所は、建設局所管の都道上に港務局が臨海道路として新交通走行路を設置している。

これら都道上新交通走行路上に設置されている電線等の付帯設備について、建設局は、道路法に基づき、電線等の付帯設備を設置している会社に対して道路占有許可を行っている。

しかしながら、港務局は、都道の上に臨海道路として設置した新交通走行路に、会社がインフラ外施設を設置し、車面を走行させているにもかかわらず、会社にに対し、新交通走行路の占有に係る手続を求めている状況が見受けられた。

港務局は、港務局の財産である新交通走行路を会社に占有させることについて、適正な手続を行わねば、会社は、港務局の指示に従って適切に申請手続を行わねばならない。

局は、会社に対して、令和7年10月20日に、新交通走行路の占有申請内容について見直し・再確認するよう求めたとともに、当該箇所の占有申請をするよう指示した。

会社は、占有申請内容に指針事項以外に漏れがないことを確認し、臨海道路の占有について、令和8年2月18日に、適切に申請手続を行った。【1-イ】

局は、令和8年2月27日に、令和8年度占有許可更新分から、適正な占有許可手続を行った。【1-イ】

会社は、臨海道路の占有許可について、3年に1回、新交通走行路の全件をまとめて占有申請し、局が許可するものである。

本件について、局としては、当初申請時の施設の所管確認等が不十分であり、更新時の確認が漏れていたことに原因がある。会社としては、都道上のインフラ施設について、局が道路法に基づき建設局から許可を得ており、インフラ外施設については、鉄道事業法第61条ただし書きの許可申請に基づき建設局から許可を得ていたため、当該施設箇所を建設局・港務局双方に占有許可申請する必要があるとの認識が不足していたことに原因がある。

局は、今回指摘を受けた箇所以外の新交通走行路に係る占有状況についても、令和7年10月21日までに全件調査を行い、全件会社から申請済みであることを確認した。今後は、局及び会社で連携しつつ、占有許可手続を行う際には、その都度更新対象箇所の全件確認を行い、再発防止に努める。【2-ウ】

また、局は、令和8年1月22日に課内へ監査結果を周知し、関係職員に注意喚起を行った。会社は、令和7年12月1日に監査結果を課内で展開・周知し、令和8年1月23日実施の課内会議においても講評結果を再度周知し、関係係員全員に対して注意喚起を行った。【2-エ】

さらに、局は、チェック表を作成し、新規申請及び更新の都度、申請内容について十分な確認を行った上で、許可内容に不備や漏れがないか、適正な処理を行う。会社においても、認識について局と共有しながら、申請時は、申請内容について複数チェックを行い、内容に不備や漏れがないことを確認の上、適切な申請手続を行う。【2-ウ】

講じた措置の概要

番号	対象局（団体）	水道局（水道マシニングシステム株式会社）	措置区分					
			1			2		
95	事 項	固定資産の計上を適正に行うとともに、会計処理のプロセスを再確認すべきもの	ア	イ	ウ	エ	ア	イ
				◎			○	○

企業会計基準及びその実務指針によると、ソフトウェアの製品・プログラムの制作原価は、制作仕掛品についてはソフトウェア仮勘定などの勘定科目により、また、完成品についてはソフトウェアなどの勘定科目によって計上することとされている（企業会計基準委員会「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」より）。

ところで会社は、ソフトウェアの製品・プログラムの制作原価を、仕掛中は建設仮勘定の勘定科目により有形固定資産として計上し、完成時にソフトウェアの勘定科目に移り替る、無形固定資産として計上している。なお、会社はソフトウェアの開発を事業の一つとしているにもかかわらず、ソフトウェアの製品・プログラムの制作仕掛品を無形固定資産として計上するための勘定科目を設けていない。

この状況は、財務諸表において、資産の内容を正しく表示しておらず、適正ではない。

会社は、固定資産の計上を適正に行うとともに、会計処理のプロセスを再確認された。

会社は、中子企業として「中子企業の会計に関する指針」（日本公認会計士協会等4団体に「指針」及び「中子企業の会計に関する基本要領」（中子企業団体等4者からなる「中子企業の会計に関する検討会」により策定）に則り、経理規程を定め会計処理を行っている。

本件は、上記の「指針」及び「基本要領」で示されていないソフトウェア仮勘定に関する規定について、関連する会計基準等を含めた検討を行う。会社は独自の判断により仕掛中のソフトウェアの制作原価を建設仮勘定に計上していたことが原因である。

会社は、決算時にもとより、四半期ごとの会計処理についても、令和7年度から新たに公認会計士によるチェックを受けるとともに、会計処理に関して企業会計基準等の改正などに伴う勘定を受けたから、固定資産の管理を適正に行っていくこととした。【2-ウ】

会社は、公認会計士と会計処理のプロセスを再確認し、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」に基づき、令和7年10月1日付けで、経理規程の無形固定資産に「ソフトウェア仮勘定」という勘定科目を新たに設けた。今後、仕掛中のソフトウェアの制作原価は、無形固定資産の「ソフトウェア仮勘定」に計上していく。【1-ウ】

講じた措置の概要

96 事
項

※NRC 災害・テロ対策設備整備補助金による備蓄品の残数管理について

東京臨海病院は、災害拠点病院として必要な設備の整備費について、災害拠点病院が急用資器材整備事業に開する補助金及びNRC 災害・テロ対策設備整備費補助金の交付を受け、医療資器材等を整備している。病院において、令和5年度にNRC 補助金によって購入した備蓄品（消耗品）について確認したところ、病棟で保管され、それぞれ活用されていた。

そこで、NRC 補助金による備蓄品の管理方法を確認したところ、病院は備蓄品については固定資産台帳に記載し、残数管理を行う一方で、消耗品については残数管理をする台帳を作成していない。このため、監査日現在、令和5年度にNRC 補助金によって購入した備蓄品については、残数管理されていなかった。

資器材補助金による備蓄品は、補助金が資器材管理台帳を毎年保健医療政策部・提出し、残数管理をする仕組みとなっている一方、NRC 補助金による備蓄品は、備蓄品の維持管理について、普管注意義務の規定にとどまっており、部が残数管理をする仕組みとなっていない。

しかしながら、部が備蓄品の残数管理を行わない場合、災害発生時に医療資器材が不足し、円滑かつ十分な医療救護活動に支障が生じるおそれがあるため、残数管理を行う仕組みを検討すべきである。

局は、NRC 災害・テロ対策設備整備費補助金による備蓄品について、残数管理を行う仕組みを検討することが望まれる。

医療政策部は、新たに残数管理を行うため、NRC 災害・テロ対策設備整備費 備蓄品管理台帳）を作成した。令和7年12月25日、「備蓄品名」「数量」「保管場所」等を記載した当該台帳を対象となる病院に送付し、適切な残数管理を求めた。

東京臨海病院については、備蓄品管理台帳を適切に作成したことを令和8年2月25日確認した。【1-エ】

講じた措置の概要

【令和7年行政監査】

番号	対象局（団体）	産業労働局	措置区分									
			1					2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ
97	事 項	（不利用額の返還について） 公社における不利用額の算定及び返還を適時適切に行うべきもの	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ
監査結果の要約												
講じた措置の概要												

番号	対象局（団体）	産業労働局	措置区分									
			1					2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ
98	事 項	（不利用額の返還について） ※観光財団における基金での資金滞留について	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ
監査結果の要約												
講じた措置の概要												

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三三)一〇〇一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 一〇〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

